

浜岡原子力発電所3号機 起動領域モニタの動作不良に伴う  
一時的な運転上の制限からの逸脱について

平成 20 年 4 月 14 日

対象号機	3号機（調整運転中） ：沸騰水型、定格電気出力110万キロワット
発生日	平成20年4月12日
発生時の状況	午後1時11分に原子炉を起動し、原子炉圧力を上昇させていたところ、午後8時16分、起動領域モニタ(※1)の故障を示す「起動領域モニタ下限」の警報が点灯しました。 確認したところ、起動領域モニタを構成する8個の検出器うち1個の検出器の指示が出ていませんでした。 このため、原子炉施設保安規定(※2)に従い、午後8時23分、運転上の制限からの逸脱を宣言するとともに、同24分当該検出器を除外することにより、運転上の制限内への復帰を宣言しました。 本事象による運転への影響はなく、調整運転を継続しています。
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
原因	当該起動領域モニタの検出器の故障と推定しています。
<a href="#">お知らせ基準</a>	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

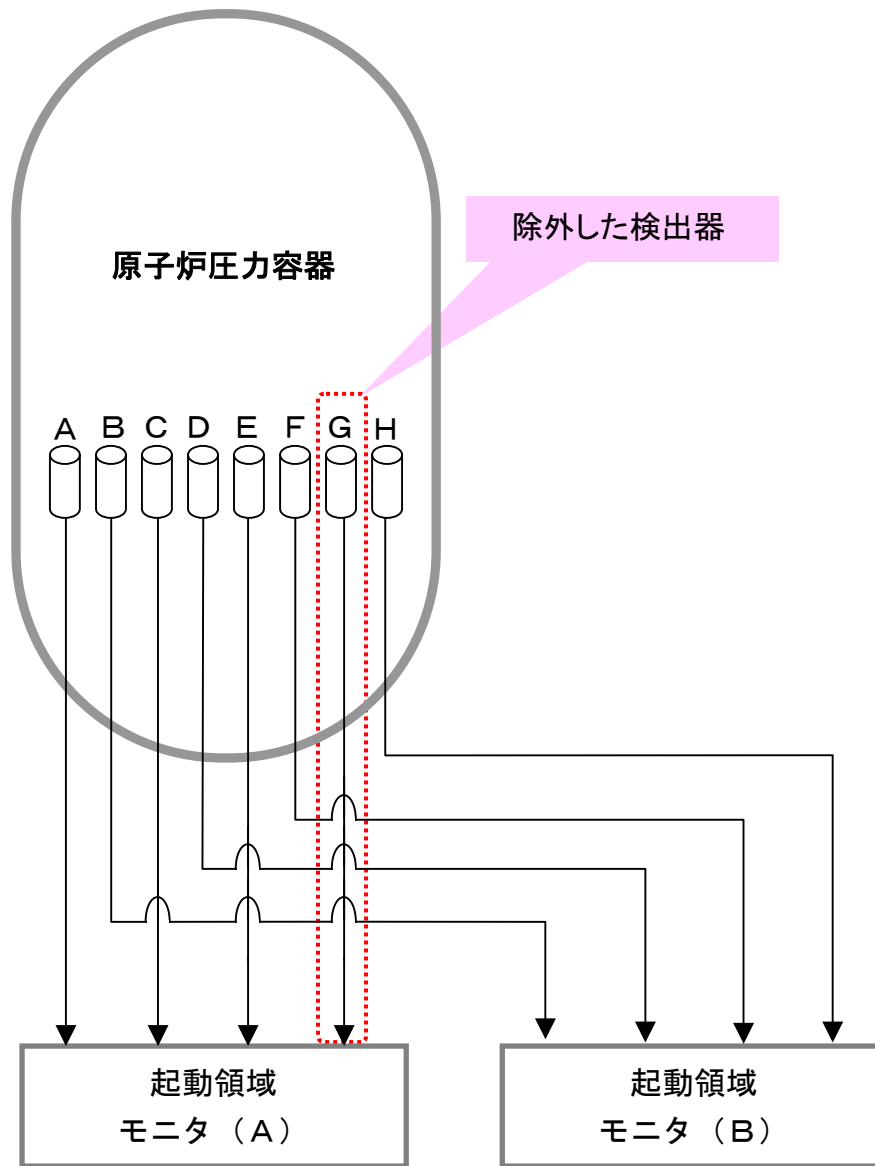
※1 起動領域モニタは、原子炉起動時に用いる中性子の計測装置で、2系列あり各々4個の検出器で構成されています。それぞれの系列について、検出器1個まで除外可能な設備となっています。

なお、通常運転時は原子炉平均出力モニタで中性子を計測するため、起動領域モニタは使用しません。

※2 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

以上

## 浜岡原子力発電所3号機 起動領域モニタの概要



起動領域モニタは2系列からなり、各系列には4個の検出器がありますが、原子炉施設保安規定では、各系列1個の検出器を除外できるとしています。

また、原子炉が起動操作中(原子炉熱出力5%程度まで)、動作不能な検出器が各系列2個以上ある場合には、24時間以内に原子炉を停止することとしています。

なお、通常運転時は原子炉平均出力モニタで中性子を計測するため、起動領域モニタは使用しません。